

議案第65号

静岡市自転車等駐車場条例の一部改正について

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「静岡市安倍川駅西口自転車駐車場」を「静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場」に改める。

別表第1中

「

静岡市東静岡駅南口自転車等 駐車場	静岡市葵区長沼584番地の10	自転車 原動機付自転車
静岡市森下町自転車等駐車場	静岡市駿河区森下町1番1号	
静岡市安倍川駅西口自転車駐 車場	静岡市駿河区鎌田432番地の 6	自転車

を

」

「

静岡市東静岡駅南口自転車等 駐車場	静岡市葵区長沼584番地の10	自転車 原動機付自転車
静岡市森下町自転車等駐車場	静岡市駿河区森下町1番1号	
静岡市安倍川駅西口自転車等 駐車場	静岡市駿河区鎌田432番地の 6	

に

」

改める。

別表第2及び別表第3中「静岡市安倍川駅西口自転車駐車場」を「静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成29年5月20日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日以後の静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場の利用（原動機付自転車に係る利用に限る。）に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、同日前においてもこれを行うことができる。